

公益社団法人鹿沼市シルバー人材センター 令和2年度事業計画

1. 基本方針

県内の経済情勢は昨年10月の消費税増税等の影響を受けつつも、緩やかに回復傾向が見受けられ、雇用情勢においては以前よりも改善しているとの判断が出ていますが、当センターにおいては、ここ数年定年延長等の影響で、会員登録数が伸び悩み、過去4年間の会員数・就業実績を振り返ると減少の一途を辿っています。特に会員登録数の減少は全国的な傾向で、会員増強はセンター事業や組織の拡大において喫緊の課題であり、会員役職員が一体となり取り組んでいますが、遅々として進まないのが現状です。しかしながら、高齢者の就労機会促進の一翼を担い、あらゆる施策を講じ今後更に増えていく元気なシニア層の受け皿として存在意義を示してまいります。

今年度は「鹿沼市シルバー人材センター第五次中期計画」の二年度にあたり、計画達成に向けて、「自主・自立・共働・共助」の基本理念の基、重要案件である高齢者に適した就業機会の拡大と会員の増強に努めます。そして、会員が長年培ってきた経験や技能を活用し、社会参加することにより、活力ある地域社会づくりに寄与し、地域に根差した魅力あるセンター事業の更なる発展をめざし次の事業を推進します。

2. シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

市内在住の60歳以上の高齢者に対し、次の形態で就業の機会を提供する。

① 請負・委任による事業

民間や公共機関等から請負った「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る仕事について、当センターの会員に対し、「請負・委任」契約により提供する。

② 独自事業

会員に対する就業機会拡大、及び地域社会にシルバー人材センター事業をPRすることを目的に、新規事業の検討及び既存事業（手芸品製作・販売、各種講習会、食堂・売店等）の強化を目指す。

③ 職業紹介事業

一般の高齢者で雇用による就業を希望する者に対して、職業紹介事業を実施する。

④ 労働者派遣事業

派遣労働を希望する当センター会員を、労働者の派遣を希望する民間企業や公共団体等に派遣し、派遣先の指揮命令を受けて役務を提供する労働者派遣事業を実施する。

(2) 会員増強と就業機会確保事業

市内在住の60歳以上の高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 就業開拓事業

新たな就業先や新規受注を確保するため、保存版チラシの活用を呼びかけ、友人・知人などに配布し、センター事業をPRすると同時に、理事、専門部会員等による企業訪問を実施し、就業機会の確保に努める。

② 普及・啓発事業

シルバー人材センターが、不特定多数の高齢者の就業機会を確保・提供していることを広報・周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する仕事の募集に努める。

ア) 対象者…… *鹿沼市内の一般高齢者：会員募集

*鹿沼市内の一般家庭及び事業者等：受注拡大

イ) 啓発媒体… *会員募集：入会説明会を開催する。

*会員募集及び受注拡大：以下のとおり実施する。

①全世帯への「保存版チラシ」の配布

②「広報かぬま」への記事掲載

③ケーブルテレビでの「入会説明会のお知らせ」の放映

④街頭でのPR活動の実施

⑤市内コミュニティセンターへの「シルバーニュース」の掲示

⑥社会奉仕活動の実施、各種イベントへの参加

⑦会員による「名刺版PRカード」の配布

⑧ホームページの更新

ウ) シルバー取次所… *会員登録の案内及び受注申込みの取次所設置

役員、地区・地域班組織等の協力により、「シルバー取次所」のプレート表示を行うことで、地域に密着し気軽に会員登録、並びに様々な形態での受注相談に応じ、それら情報をセンターへ取次ぐことで会員増強、受注の拡大に努める。

③ 相談事業

理事が対応者として、毎月1回、会員及び市内高齢者の為の相談日を設け、就業に関する相談に限らず生活全般の相談に応じる。

④ 調査研究事業

会員の安全就業や会員登録希望者を掘り起こす方策などを検討する目的で、アンケート調査を実施する。

ア) 対象者…… *会 員

*一般市民

イ) 全会員対象アンケート調査… 安全に関する意識、及びシルバー事業に係る全般的な意識調査を行う。

ウ) 一般市民対象アンケート調査… センターのイメージや事業のサービス内容の改善・充実を目的に、イベント開催時の来場者に対するアンケート調査を実施する。

(3) 安全・適正就業推進事業

① 安全・適正就業対策の推進

センター会員に対し、安全就業並びに交通安全等について、積極的な対策を実施し事故の撲滅を図るために次の取組みを行う。

また、業務処理に係る関連法令を遵守した就業となるよう次の取組みを行う。

ア) 対象者…当センター会員

イ) 就業現場パトロール…安全・適正就業委員会が中心となり、会員就業現場のパトロールを実施し、作業内容の確認、作業別安全就業基準の遵守徹底に努める。

ウ) 会員研修…就業途上及び公用車利用者の事故を防止するため、鹿沼警察署等の協力により、交通安全講習会を実施する。また、新入会員及び入会后4年目の会員研修にも安全及び適正就業研修を実施する。

エ) 体力測定…個々の会員が自己の体力の現状を認識し、希望する職種への体力が伴っているかを判断する機会として体力測定を実施する。

オ) 運動習慣…「会員健康の日」の徹底により、健康的な生活・運動習慣の意識づけをする。また、就業前の準備体操として「シルバー体操」を周知し、習慣化に努める。

カ) 夏場の就業体制の整備…屋外作業について作業時間帯を調整し、特に7月～8月間は作業時間を12時までとし、就業開始時刻は、発注者並びに就業会員同士で調整する等の熱中症対策を推奨する。

② 適正就業に関する取扱要綱の推進

要綱に基づき会員の適正な就業、公平な就業機会の提供を推進するため、就業交代制度の利用促進を図るとともに、あらゆるハラスメント行為の防止と就業の適性を判断する目安として、代表理事による個別面談を実施する。

3. 第五次中期計画の実施

事業推進の基本となる第五次中期計画に基づき、今年度に取り組むべき事業実施計画（アクションプラン）を確実に実施していく。

4. 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

① 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年に12回程度開催する。

② 総会

定時総会を6月に開催する。